

(仮称)北九州市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例案の概要に対する意見の募集の実施結果等について

1 特区民泊条例案（概要）に対する意見募集

(1) 条例の目的

外国人をはじめとする観光客等の多様な滞在ニーズに応えるため、本市ならではの魅力を堪能してもらうとともに、観光・地域振興を図るよう「自然体験」と「地域住民との交流」をテーマに実施し、にぎわいのあるまちづくりを推進する。

(2) 意見募集期間

平成28年8月25日（木）から9月23日（金）まで（30日間）

(3) 閲覧・配布場所

保健福祉局 保健衛生課、市民文化スポーツ局 広聴課、各区の区役所総務企画課及び出張所

(4) 条例案の概要

- ① 施設を使用させる期間
国家戦略特別区域法施行令で定められる基準の下限の日数（7日）以上
- ② 立入調査等の権限
- ③ 近隣住民への事前説明
- ④ 手数料

2 実施結果（意見の件数等）

| | | | | |
|-----|----|------|-------------------|----|
| 16件 | 3人 | （内訳） | <u>施設を使用させる期間</u> | 2件 |
| | | | <u>立入調査等の権限</u> | 1件 |
| | | | <u>近隣住民への事前説明</u> | 3件 |
| | | | <u>手数料</u> | 1件 |
| | | | <u>その他</u> | 9件 |

3 条例案の提出

頂戴した意見を踏まえ、条例案を平成28年12月議会に提出予定。

4 国家戦略特別区域法上の手続き

本市が実施する特区民泊を区域計画に盛り込み、区域会議、諮問会議を経て内閣総理大臣の認定を受ける。

《区域会議の開催》

- ・平成28年9月30日の区域会議で、民泊を含む区域計画について協議する。
- ・対象地域は、既存のホテル・旅館との競合を避け、「都市と田舎が近い」本市の特色を活かした賑わい作りを創出するため、ホテル・旅館を建設できない『市街化調整区域、第1種・第2種低層住居専用地域』に限定する。

(仮称)北九州市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例案の概要に対する市民意見提出手続の実施結果

◆意見募集期間

平成 28 年 8 月 25 日 (木) から平成 28 年 9 月 23 日 (金) まで (30 日間)

◆意見提出状況

- (1) 提出者 3 人
- (2) 提出意見数 16 件
- (3) 提出方法
 - ア 電子メール 2 人
 - イ 郵送 1 人
 - ウ ファクシミリ 0 人
 - エ 持参 0 人

| No. | 分類 | 意見の概要 | 本市の考え方 |
|-----|------------|--|--|
| 1 | 施設を使用させる期間 | 滞在期間が7日以上というのは長すぎる。日本人の観光客でさえ、北九州に7日も滞在しない。2日以上が妥当である。 | 国家戦略特別区域法施行令(平成 26 年政令第 99 号。以下「施行令」という。)第 12 条第 2 号により、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業(以下「特区民泊」という。)の施設を使用させる期間については、7日から10日までの範囲内において条例で定める期間以上であることとされています。本市では、滞在者の利便性に配慮しつつ、この施行令に基づき、特区民泊の施設の使用期間を施行令で定める基準の下限の日数(現行では7日)以上と規定することを考えています。 |
| 2 | 施設を使用させる期間 | 宿泊日程が6泊7日以上では利用者が限定されるため、無許可で営業する闇民泊がなくなる。無許可営業をなくすためにも、事業者が参入しやすい2泊3日以上とした方が良い。 | なお、9月9日の国家戦略特別区域諮問会議で、特区民泊の「最低宿泊・利用日数」を「6泊7日」から「2泊3日」に引き下げることが決定しています。 |
| 3 | 立入調査等の権限 | 「民泊施設の安全面や衛生面、近隣住民とのトラブルなど問題がある場合は、施設責任者のもとで立ち入り調査ができる」と明記するとともに、大阪市の民泊条例にあるように「立ち入り調査官の身分証提示義務」について規定したほうがよい。 | 条例に、本市職員が民泊施設等に立ち入る権限や立入の際に身分証を携帯し提示することについての規定を設けることを考えています。 |

| No. | 分類 | 意見の概要 | 本市の考え方 |
|-----|------------|--|---|
| 4 | 近隣住民への事前説明 | 地域住民との交流というテーマは良いと思うが、近隣住民への説明の際に、「近隣だから地域住民としてゲストと交流しないといけない」と思われると、それを億劫と思う人は、近所に滞在施設がオープンするのを反対するかも知れない。 | 本市の特区民泊では、滞在者に本市の魅力を味わっていただけるよう、事業者が地域住民との交流に取り組んでいただくこととしておりますが、地域の皆さまの参加を強制するものではありません。 民泊の実施にあたっては、近隣住民に誤解を与えないよう、事業者には丁寧な説明を行うよう指導してまいります。 |
| 5 | 近隣住民への事前説明 | 近隣住民への説明については施設の経営者に任せるのではなく、説明がしやすいよう、北九州市がある程度マニュアルや説明書の雛型を作り、誰もが利用できるように準備をすると良い。 | 近隣住民への説明が事業者により適切に行われるよう、事業者の参考となるマニュアルや説明書の雛型等の資料の作成について前向きに検討してまいります。 |
| 6 | 近隣住民への事前説明 | 民泊を居住者以外の事業者が行う場合は、近隣住民への事前説明と、近隣住民からの苦情に対応する窓口の設置を義務づけることが必要である。 | 近隣住民への事前説明は、近隣住民の生活環境に配慮する観点から重要と考えており、事業を行おうとする者の責務を条例に規定することを考えています。 また、事業者には苦情に対応する窓口の設置や連絡先を近隣住民に周知することを指導し、その実施について申請時に確認することを考えています。 |
| 7 | 手数料 | 申請手数料のほか、認定業者が内容を変更する場合の現地調査の手数料、現地調査を行う場合の手数料を定める必要がある。 | 本市の手数料は、認定書の作成等の事務経費の他、認定または施設変更の際に行う現地での施設確認のための経費を含めて金額を設定することを考えています。 |
| 8 | 事業の実施 | 八幡東区に所有する空き家は、用途地域の関係で民泊施設として活用できない。施設の周辺は適度な自然があり、静かで安全な日本の日常を体験できる。この暮らしを外国の方に楽しんでもいただけないのは残念である。 民泊可能な用途地域が少しでも増えることを望む。 | 本市では、ホテル旅館の営業ができない郊外でも民泊を可能とし、「自然体験」と「地域住民との交流」をテーマに特区民泊を実施し、賑わいのあるまちづくりを推進することとしています。 |

| No. | 分類 | 意見の概要 | 本市の考え方 |
|-----|--------|---|--|
| 9 | 事業の実施 | <p>八幡東区に所有する空き家を外国の友人家族に2週間貸したところ、好評であった。報道などでは、民泊についてマイナス面ばかり取り上げているように感じるが、私はそうは思っておらず、空き家の利活用においては、とても有効的な事業だと思う。</p> | <p>特区民泊では、地域住民の方のご理解をいただくことや、「自然体験」や「地域住民との交流」など、本市の特区民泊の趣旨をよくご理解をいただける事業者の方が運営することが重要と考えています。</p> <p>このような点を踏まえて事業運営をされる場合は、空き家の活用につながる可能性はあると考えています。</p> |
| 10 | 事業者の責務 | <p>事業者は登録制とし、事業者には、①滞在者の使用開始時、使用終了時における本人確認(外国人はパスポート、日本人は顔写真付き身分証明書、滞在者名簿は3年以上保管するなど)、滞在中の使用状況確認(滞在中に挙動不審がみられた場合は速やかに最寄りの警察に通報する)、②近隣住民からの苦情に対応する窓口設置及び対応、③ゴミは施設運営者が排出する事業系ゴミとしての適切な処理などを義務づけることが必要である。</p> <p>加えて、④「滞在中に民泊施設の使用方法や使用上のマナー、防災について説明すること」も必要である。これについては、事業者任せではなく北九州市が動画(多言語・字幕付き)で製作する。また、ルールやマナーについては、同意しないと次のページに進めないようにすることで、利用者のマナー向上にもつながると考える。</p> | <p>滞在者の確認、苦情に対応する窓口設置及び対応、ゴミの適切な処理、滞在中への施設の利用についての注意喚起は、事業者の責務として、指導することとしております。</p> <p>具体的には、国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。以下「特区法」という。)第13条第2項の申請書の記載に関する指導において、事業者の対応を確認することとしています。</p> <p>なお、滞在中へのマナー等に関する注意喚起が事業者により適切に行われるよう、ご意見を踏まえ、説明の際の参考とする資料を準備することを考えています。</p> |

| No. | 分類 | 意見の概要 | 本市の考え方 |
|-----|-----|---|---|
| 11 | その他 | 条例案に「外国人滞在施設」とあるが、宿泊施設は外国人に限定されないの で表記を変えたほうがよい。 | 特区法において、事業名は「国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業」とされています。この事業に関連する条例であるため、名称を「北九州市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例」としています。利用者が外国人に限定されないことについては、誤解を招かないよう、ホームページやチラシ等を使って、広く周知することを考えています。 |
| 12 | その他 | 大田区では、同区生活衛生課の事前指導を受けるほかに、建築審査課や環境衛生管理課、税務署、所轄の消防署の事前相談を義務づけているが、北九州ではこれらをワンストップでできる部署の新設が必要だと思う。 | 民泊の相談は保健所が窓口となり、基本的な事項や必要な手続きについて説明することを考えています。ただし、建築設備や税等については、各担当部署に直接相談していただく必要がありますが、保健所が申請の手続きの進捗状況を各担当部署に確認し、手続きがスムーズに進められるよう、事業者の支援を行っていきたいと考えています。 |
| 13 | その他 | ホームステイ型民泊の場合は、ホストが責任をもってゴミを適切に処理するのが望ましい。 | 現在、国において新たな民泊制度についての検討が進められており、その中で、ホームステイ型の民泊についての検討も行われています。今回頂戴した意見については、今後、民泊が推進されていく中での貴重なご意見として、参考とさせていただきます。 |
| 14 | その他 | 個人で登録するホームステイ型は申請料を安くし、地域でまとまって登録した場合は、さらに申請料が減免されるようにしてはどうか。 | |
| 15 | その他 | 無許可営業を判別するために、デジタルプラットフォームへの許可番号掲載の義務化と、事業者、代表者、管理者などの責任者と連絡先をマッチングサイトに掲載するようにはどうか。 | 事業者は施設のホームページを開設し、そのアドレスを申請書に記載することが厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則(平成26年厚生労働省令第33号)第12条で規定されています。その情報については、本市のホームページでお知らせしたいと考えています。 |

| No. | 分類 | 意見の概要 | 本市の考え方 |
|-----|-----|---|--|
| 16 | その他 | <p>北九州の差別化戦略とし、環境都市ならではの技術を生かした北九州エコハウス(環境省エコハウスモデル事業施設)を民泊施設として活用してはどうか。</p> <p>これらのエコハウスは「Made in 北九州」の秀逸なエコロジーを体感する富裕層向けの宿泊施設としてリノベーションし、それらの建築材や什器、備品などは北九州のものを使用しすべてを購入可能とし、「宿泊するショールーム」的な役割を担う。「安いから民泊に泊まる」のではなく、「ホテルとは違う体験をしたいから民泊に泊まる」という「価格ではなく価値で選ばれる民泊」を最初に提示することが民泊事業を成功させる鍵だと思う。</p> <p>究極の差別化は、「お城に泊まる」こと。小倉城を、外観はそのままで内部を最新の水回りとするほか、壁には田川産業の漆喰、インテリアには小倉織、備品には戸畑ターレットや鶴元製作所といったハイセンスデザインのもを配すことで、民泊の可能性を内外に訴求していくことができると思う。</p> | <p>本市の特長を活かし差別化した民泊の実施は、多くの観光客に本市を訪れてもらうために有効な視点であると考えます。頂戴したご意見については、今後の参考にさせていただきます。</p> |